

信心銘

(傳大士の語をかりて)

高田惠忍

凡そ信心に四科ある事は綱要及本妙臨師等の述ぶる如くである。臨師曰く、「信心有四科、無疑一、隨順二、決定三、心清淨四」と是れ蓋し臨師は綱要刪略五卷第四十六信心兩字名義相性章にその源泉を汲んだのであらう。

今綱要に於ける右一章の要旨を撮つてこの記述を進めることにしやう。

一に信とは無疑を以て名とする。大寶積經百十八に曰く、「人佛道を慕つて猶豫を懐かざる、之を信根と名く」と文句九七十七に曰く、無疑を信と曰ひ、明了を解と曰ふ」と是れその名を釋せるものである。

二に信とは隨順を以て義とする。大乘寶要義論一八に曰く「信とは何の義ぞ、謂く隨順の義なり」大四教儀九六に曰く、「信心とは隨順を義となす」と、是れ信の義を釋せるものである。乃ち知ぬ、

信心は佛語に隨順するを以て義とすることを。

三に信とは決定を以て相とする。成實論七八に曰く、「決定は是れ信の相なり」唯識論六八に曰く「不疑は即ち正勝解なり」又全六十七に曰く、「疑は勝解を障ふ、決定せざるが故にと」今經神力品に曰く、決定無有疑と、蓋し疑あれば決せず、疑はざれば必ず決す、故に知ぬ、信心は即ち決定を以てその相とすることを。

四に信とは心清淨を性とす。唯識論六初に曰く、「云何なるを信と爲す、實德能に於て能く忍で樂欲す、心淨を性と爲す、不信を對治し、樂善を業と爲す、乃至此性澄清にして能く心等を淨む、心勝を以てす、故に心淨の名を立つ、水精の珠の能く濁水を清すが如し」筆削記一六八に曰く、「水精珠とは清水珠なり、謂く衆生の心は水の如く、疑は濁の如く信は珠の如し、珠を濁水に投ずれば水必ず澄徹す、信起れば疑止む、心必ず清淨なり」今經提婆品に云く、淨信心敬、不生疑惑者と、蓋し淨心は即ち信心、疑惑は不信なり、故に知ぬ信心は即ち清淨を以て其性とすることを。

以上信に於ける名義相性の説は綱要の綜概し、臨師の紹述せし所なるが、吾家の信心の意義を證明すべく右の四釋のみではなほ不足と思ふ。右四釋に於て信の平面描寫は出來た。靜的解釋は即ち足る。然し信の第一要義は絶對の人格者超人に對する我等人間の憧れであり、没入であり、一如であり融會

でなければならぬ。即ち平面描寫以上の立体的描寫、靜的解釋以上に動的、飛躍的解釋に進むに非ざれば未だしと想ふ。是に於て佛界か九界に働きかけ九界か佛界に働きかける感應の一項目を加へたいと想ふ。是蓋し十界事常住觀のみ。そこで私は、

五に信とは感應を体とするの一條を加ふるものである。玄義感應妙の下節要上三十三紙に云く、「水上り升らず、月下り降らず、一月一時に普く衆水に現ず、諸佛も來らず、衆生も往かず、慈善根の力此の如き事を見せしむ、故に感應妙と名く。」今經壽量品に「毎に自らは念を作す、何を以てか衆生をして無上道に入り、速に佛身を成就することを得せしめん」とは無始佛界の無始九界に働きかける應の方面であり、全く壽量品に「一心に佛を見たてまつらんと欲して自ら身命を惜まず」とは、無始九界の無始佛界に働きかける感の方面である。かくて本佛の大慈悲と我等の感激と感應冥合して、茲に九界が佛界か、佛界が九界かを辯じ難き程に彼と此と溶融し、一如し、同化し、融會する、それが信の真髓であらねばならぬ。祖文に於ては、私は本尊鈔の「釋尊の因行果徳の二法は妙法蓮華經の五字に具足す、我等此五字を受持すれば自然に彼の因果の功徳を譲り與へ給ふ」の文は宗教信の第五感應を体とする事を示すものといふべきである。その受持とは受は信に入れるの謂ひ、持は信の持續の謂ひ、即ち受持とは本佛の慈悲に感激する感の方面、自然讓與とは本佛大慈悲の應の方面であると想

ふ。南無妙法蓮華經の南無は九界が佛界に働きかける感の方面、妙法蓮華經は佛界が九界に働きかける應の方面と見るべきで、感應とは十界事常住が一時一處にあるの謂ひのみ。水上より升らず月下り降らず而も感應冥合するの謂ひのみ。

以上名義相性は信の平面的、靜的方面、その体は信の立体的飛躍的方面である。次に右を祖文の文獻に徴することにしやう。

信の平面的方面の文獻としては次の數文を擧げやう。

御義口傳に云く、「信は無疑曰信にて、疑惑を斷破する利劍なり」(上二八右) 又全書に云く、「修行とは無疑曰信の信心の事なり」(下十八右)

題目抄に云く、「夫れ佛道に入る根本は信を以て本と爲す、五十二位の中には十信を本と爲し、十信の位には信心初め也、設ひ悟りなくとも信心あらん者は鈍根も正見也」(縮造五八四)

日女抄に云く、「所詮天台妙樂の釋分明に信を以て本とせり、彼の漢王も疑はずして大臣の語を信ぜしかは立波こほり行ぞかし。石に矢のたつ是又父のかたきと思ふ至信の故也、何に況んや佛法にをいてをや。法華經を受持ちて南無妙法蓮華經と唱ふる。即五種の修行を具足するなり。」(縮造一六二七)

祈禱經送狀に云く、「其に付ても法華經の行者は信心に退轉なく一身に詐親なく一切法華經に其の

身を任せ金言の如く修行せば、慥に後生は申すに及ばず、今生も息災延命にして勝妙の大果報を得、廣宣流布の大願をも成就すべき也。」(縮遺九一五)

持法華問答鈔に云く、「暮れ行く空の雲の色有明方の月の光までも心をもよほす思ひなり。事にふれおりに付ても後世を心につけ、花の春雪の朝も是を思ひ、風さはぎ村雲まよふ夕にも忘るる隙なかれ、出る息は入る息をまたず、何なる時節ありてか毎自作是念の悲願を忘れ、何なる月日ありてか無一不成佛の御經を持たざらん。」(縮遺四七四)

當体義抄に云く、「日蓮が一門は正直に權教の邪法邪師の邪義を捨て、正直に正法正師の正義を信するが故に、當体蓮華を證得して常寂光當体の妙理を顯はす事は、本門壽量の教主の金言を信じて南無妙法蓮華經と唱ふるが故なり。」(縮遺九九九)

開目抄に云く、「釋迦諸佛の衆生無邊の總願は皆此の經にをいて満足す、今者已満足の文これなり。」(縮遺七九四)

上野抄に云く、「抑今の法華經を信する人、或は火の如く信する人もあり、或は水の如く信する人もあり、火の如くと申すは聽聞する時は熾立つ計り思へ共遠ざかりぬれば捨る心あり。水の如くと申すはいつもたえず信する也、此はいかなる時も常に退せず問はせ給へば、水の如く信じさせ給へる

歎、尊とし／＼。」(縮遺一七一〇)

佐渡御書に云く、「心は法華經を信ずる故に梵天帝釋をも猶恐ろしと思はず。」(縮遺八三〇)

波木井抄に云く、「此法華經は三途の河にては船となり、死出の山にては大白牛車となり、冥途にては燈となり、靈山に參る橋也。靈山へましまして良の廊にて尋させ給へ、必ず待ち奉るべく候、但し各の信心に依べく候。信心弱くば、いかに日蓮が弟子檀那と名乗らせ給ふとも、よも御用ゐは候はじ。心に二つましまして信心弱く候はゞ、峰の石の谷へころび、空の雨の大地へ落ると思食せ、大阿鼻地獄疑あるべからず、其時日蓮を恨みさせ給ふな、返す／＼も各の信心に依るべく候。」(縮遺二二一四)

上野抄に云く、「今末法に入ぬれば餘經も法華經も詮なし、但南無妙法蓮華經なるべし。かう申し出して候も私の計ひにはあらず、釋迦多寶十方の諸佛地涌千界の御計ひ也、此南無妙法蓮華經に餘事をまじへばゆるしき僻事也。」(縮遺一七二七)

開目鈔に曰く、「多生曠劫にしたしみし妻子には心とはなれしか佛道のためにはなれしか、いつも同じわかれなるべし。我れ法華經の信心をやぶらずして靈山にまいりて還つてみらびけかし。」(縮遺八二〇)

血脈鈔に曰く、「大信力を出して南無妙法蓮華經臨終正念と祈念し給へ。」(縮遺七四四)

乙御前御書に曰く、「妙樂大師のたまはく、必ず心の固きに假りて神の守り則ち強し等云々人の心かたければ神の守り必ずつよしとこそ候へ、是は御ために申し候ぞ。古への御志申す計りなし、其よりも今一重強盛に御志あるべし。」(縮遺二二九二)

若し夫れ信心の立体的、飛躍的方面の文献としては次の數文を擧げやう。

松野殿女房御返事に云く、「法華經を持つ女人は澄める水の如し釋迦佛の月宿らせ給ふ。譬へは女人の懷み始めたつには吾身には覺えねとも、月漸く重なり日も屢過くれば初めにはさかと疑ひ後には一定と思ふ。……法華經の法門も亦かくの如し。南無妙法蓮華經と心に信じぬれば心を宿として釋迦佛懷まれ給ふ。始めはしらねども漸月重さなれば心の佛夢に見え悦ばしき心漸く出來し候べし。」

(縮遺一九七九)

眞言諸宗違目に云く、「日蓮流罪に當れば教主釋尊衣を以て之を覆ひ給はん歟。去年九月十二日の夜中には虎口を脱れたる歟。必ず心の固きに假て神の守り則ち強し等とは是なり。汝等努々疑ふことなけれ。」(縮遺八五八)

守護國家論に云く、「當に知るべし是人は則ち釋迦牟尼佛を見るなり、佛口より此經典を聞くが如

し、當に知るべし、是人は釋迦牟尼佛を供養するなり已上此文を見るに法華經は釋迦牟尼佛なり、法華經を信ぜざる人の前には釋迦牟尼佛入滅を取り、此經を信ずる者の前には滅后たりと雖も佛在世なり。〔縮遺二五八〕

妙一尼御前御返事に云く、「夫れ信心と申すは別にはこれなく候。妻のをとこをおしむが如く、をとこの妻に命をすつるが如く、親の子をすてざるが如く、子の母にはなれざるがごとくに、法華經釋迦多寶十方の諸佛菩薩諸天善神等に信を入れ奉りて、南無妙法蓮華經と唱へたてまつるを信心とは申候也。しかのみならず正直捨方便、不受餘經一偈の經文を女の鏡をすてざるがごとく、男の刀をさすが如く、すこしもすつる心なく案し給ふべく候。」〔縮遺一九四八〕

上野殿御返事に云く、「かつへて食をねがひ、渴して水をしたふが如く、戀ひて人を見たきがごとく、病にくすりをたのむがごとく、みめかたちよき人べにしろいものをつくるが如く法華經には信心をいたさせ給へ。さなくしては後悔あるべし。」〔縮遺一八四四〕

彌三郎殿御返事に云く、「人身は受け難く法華經は信じ難しとは是也、釋迦多寶十方の佛、來集して我身に入かはり、我を助け給ふと觀念せさせ給べし。」〔縮遺一六二四〕

最蓮房御返事に云く、「されば我等が居住して一乘を修行せん處は何れの處にても候へ常寂光の都

なるべし。我等が弟子檀那とならん人は一步を行かずして天竺の靈山を見、本有の寂光土へ晝夜に往復し給ふ事うれしとも申すばかり無し。」(縮遺八四二)

持法華問答抄に云く、「唯我一人能爲救護の佛の御力を疑ひ、以信得入の法華經の教の網をあやぶみて決定無有疑の妙法を唱へ奉らざらんは力及ばず、菩提の岸に登る事難かるべし、不信の者は墮在泥梨の根元なり。」(縮遺四七二)

乙御前御消息に云く、「くまらへん三藏と申せし人をば木像の釋迦をわせ給ひて候しぞかし。日蓮が頭には大覺世尊かはらせ給ひぬ。」(縮遺二二九三)

觀心本尊鈔に云く、「釋尊の因行果徳の二法は妙法蓮華經の五字に具足す、我等この五字を受持すれば、自然に彼の因果の功徳を譲り與へ給ふ。」(縮遺九三八)

授職灌頂口傳鈔に云く、「飢時の飲食、寒時の衣服、熱時の冷風、昏時の睡眠、皆是れ本有無作無縁の慈悲にして利益にあらざることなし。」(縮遺一〇二九)

御義口傳に云く、「今日蓮等の類ひ南無妙法蓮華經と唱へ奉る者は與如來共宿の者なり。傅大士の釋に云く、朝々佛と共に起き、夕々佛と共に臥し、時々成道し、時々顯本すと。」(上四一紙右)

以上の文献中、平面的方面は無疑を信の名とし、隨順を信の義とし、決定を信の相とし、心清淨を

信の性となすを一括せるものである。その立体的、飛躍的方面とは信の究竟たる感應をその体とすることを證するものに外ならぬ。

さて是の如き信が三大秘法中如何なる位地を占むるや、是れその最も緊要問題である。三大秘法たる、綱要師が刪略卷七第六十三本門戒壇建立俟時章中その三秘詮顯の次第を述べて「題目は通じて順逆に被る故に建長に肇る、本尊は正しく信者の爲めにす、故に佐州に現はる、戒壇は統一の時を期す。」(縮冊四七九)と、是れ蓋し自ら佐前は一大秘法、佐後は三大秘法を説くものであつて、その卷五第四十四成佛依信不依智解章(縮冊二八六)の「日本國の逆縁の爲めには因謗墮惡の下種益を得せしめ、我門弟の順縁の爲めには受持成佛の熟脱益を獲せしむ」等を結ひ付けて考ふるに一大秘法は逆縁の爲めに三秘を内含せしめて逆縁に與ふるものであり、三秘は一大秘法を開いて順縁に與ふるもの、然して一即三、三即一でその法体に變りはない。その詮顯の次第は一大秘法の題目、次に三大秘法、又三大秘法の中に本門の題目はその詮顯佐前より佐後に通じ、本門の本尊はその詮顯在佐より佐後に通じ、本門の戒壇は獨り未來閻浮統一、四海歸妙の曉を期すといふにある。右は三秘詮顯の次第のみ。

その修行の次第に至りては、戒壇を妙戒と壇とに別ち、壇に於て理壇事壇を別つ時、事壇は閻浮統一の遠き未來を期するのであるが、理壇は最蓮房御返事の「結句は卯月八日夜半寅の時に妙法の本門

戒を以て受職灌頂せしむるもの也。此受職を得る人争か現在なりとも妙覺の佛を成ぜざらん。」(縮遺八四〇)とあるより見る、受戒を得る所が理壇である。受持の信を得る所が又そのまゝ理壇である。寶塔偈此經難持の文に依るに、題目の受持それが是名持戒なりとある。總勘文鈔の「名字即の位より即身成佛す」(縮遺一九〇三)といひ、日向記の「本因本果の成道」(日向記五左)といふ、何れも受持の信の當處即極の謂である。従て受持の信がそのまゝ持戒で、それに依て名字の當處に妙覺を極むるのでそれが實にそのまゝ理壇の顯現といふものである。して見ると題目の受持信念の確立、それが本因戒の持戒といふことである。

然り而して十重禁戒を明してある本門戒体鈔一編の要旨及び教行證鈔の「此法華經の本門の肝心、無妙法蓮華經は三世の諸佛の萬行萬善の功德を集めて五字と爲す、此五字の内に豈萬戒の功德を納めざらん乎、但此具足の妙戒は一度持ち、後は行者破んと欲れとも破れず、是を金剛寶器戒と申す云云」(縮遺二二四)に依る、題目が戒の總戒で、この中に本門の十重禁戒が納るのであり又従て五戒、八戒十戒、具足戒等の萬戒が従ふのである。即ち知る題目の受持信念それが金剛寶器戒の總戒であつて、題目の受持信念より外に吾家の持戒はない、従て一得永不失の戒体發得とは確たる題目の受持信念の確立に外ならず、題目の受持信念の確たる確立それが戒体の發得であり、金剛寶器戒の金剛寶器戒た

る所であり、又そのまゝ本因本果の成道であり、名字即の位より即身成佛以て妙覺を極むるものであり、又實に理境の顯現のみ。

茲に於て本門の円戒は當家信念の確立であり、本門の本尊は十界事常住の表象即ち本佛は毎自悲願の大慈悲に燃え、九界は一心欲見佛の感激に燃えて九一の自覺に基く感應冥合の姿であり、本門の題目はかゝる十界事常住事一念三千觀を五字に打込みたる題目の受持信念の謂である。戒以て十界事常住の信念を身業に堅め、定以てその信念を意業に定め、慧以てその信念を口業に發唱咏歎するもの、それか修行の場合の本門の戒定慧即ち本門戒壇、本門本尊、本門題目の次第である。

畢竟するに三秘を修行に約する時、本円戒と受持の題目と、元と戒唱一致であつて、円戒と題目と元々別物ではなく、唱題かそのまゝ円戒であり、円戒かそのまゝ題目の受持信念であるこの戒唱一致の受持信念を主觀法として客觀の本尊に對するのみ。然して受持信念とは十界事常住の感應の自覺のみ。然り而して本尊は實にその十界事常住の感應を對象として圖顯せしのみ。

以上信心の名義相性体を述べ併せて信心と三秘との關係に及びたるのみ。本門円戒と本門題目の關係は別に戒唱一致論に於て近く自家管見の細釋を試むる豫定なるを告白す。

維昭和四年十月十三日第六百四十八回會式を寺房に修行せしその日の夜半之を認め了つた。そして棲神の編輯に

信心銘

熱心從事せる學子近藤惠聰君の机右に送るものである。時に時針は深更正に十二時を示してゐた。